

簡易公募型に準じた競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成23年5月13日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長

浦辺 信一



1. 業務概要

- (1) 業務名：平成23年度管内橋梁診断業務（電子入札対象案件）
- (2) 業務内容：本業務は、沖縄総合事務局において管理する約230橋の橋梁を適切に管理し、延命化を図る目的から、「橋梁定期点検要領(案)平成16年3月国道・防災課」（以下、「点検要領(案)」という。）に基づいた点検結果により、劣化・損傷原因について所見をとりまとめ、対策区分の判定を行うとともに、これらの記録を一元的に管理する橋梁管理カルテの作成・更新を行うものである。
- また、橋梁管理技術の普及、向上の為、セミナーの企画、開催等の橋梁管理の技術支援を行うものである。
- 主な業務は以下の通りである。
- 1) 橋梁点検結果の診断
 - 2) 第三者被害予防措置
 - 3) 橋梁管理カルテの作成または更新
 - 4) 技術支援
 - 5) 長寿命化修繕計画の更新
- (3) 本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。
- ①県内橋梁における診断の着目点。
- (4) 履行期間：契約締結の翌日～平成24年3月31日
- (5) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
- (6) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (8) 本業務は低入札により受注した場合、当該業務については、表彰の対象としない試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は、2-1に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

2-2. 設計共同体

- (1) 2-1. に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年5月13日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示）

に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から建設コンサルタント業務に係る設計共同体としての競争参加資格者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

2-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①親会社と子会社の関係にある場合

②親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4. 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

2-5. 参加表明書に関する要件

(1) 参加表明書の提出者に対する要件

① 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、平成13年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、都道府県政令市、特殊法人等が発注した橋梁診断業務

・橋梁診断業務とは、主要な道路構造物である橋梁を良好に保つため、「橋梁定期点検要領」に基づいて診断する業務をいう。

類似業務：地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、都道府県政令市、特殊法人等が発注した橋梁点検業務

・橋梁点検業務とは、主要な道路構造物である橋梁を良好に保つため、「橋梁定期点検要領」に基づいて点検する業務をいう。

※特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人をいう。

なお、設計共同体の場合は構成員の全ての者が1件以上の実績を有すること。

② 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）又は、「沖縄総合事務局開発建設部（営繕事業及び港湾、空港関連を除く。）業務委託等成績評定要領（平成20年9月30日付け府開技術第130号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

③ 平成21年度から平成22年度末までに完了した同一業種の業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕・港湾空港関係除く）の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績が2年連続で60点以上であること。ただし、100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

④ 業務実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。また、設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成23年6月1日（火）を予定する。

① 予定管理技術者

予定管理技術者については下記のア)、ウ)、エ) オ) カ) に示す条件を満たす者であり、イ) の実績を有する者であることとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

- [1] 技術士（総合技術監理部門：建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- [2] 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- [3] 土木学会技術者（特別上級・上級技術者及び一級技術者）
- [4] 博士（工学）。
- [5] RCCM（鋼構造物及びコンクリート部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

イ) 下記の実績を有する者。

- [1] 平成13年度以降公示日までに完了した業務（管理技術者又は担当技術者として従事した業務に限る。）のうち以下に記載する「同種又は類似業務」において1件以上の実績を有する者。

同種業務：地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、都道府県政令市、特殊法人等が発注した橋梁診断業務

・橋梁診断業務とは、主要な道路構造物である橋梁を良好に保つため、「橋梁定期点検要領」に基づいて診断する業務をいう。

類似業務：地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、都道府県政令市、特殊法人等が発注した橋梁点検業務

・橋梁点検業務とは、主要な道路構造物である橋梁を良好に保つため、「橋梁定期点検要領」に基づいて点検する業務をいう。

※特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人をいう。

[2]研究：同種業務に関する研究実績（主要な著作又は論文）

[3]同種又は類似業務に関する調査・計画業務について管理技術者又は担当技術者の経験を有する者、若しくは成果をマネジメントした実務経験を有する者（※）。

※マネジメントした実務経験とは、以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

① 建設コンサルタント登録規定（S52.4.15付け建設省告示第717号）第3条の一に該当する「道路部門」の技術管理者。

② 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領（H11.4.1付け建設省厚契第3号）第6に該当する総括調査職員若しくは主任調査員。また、県、政令市において、同等の調査職員として業務に従事した者も含む。

ウ) 平成23年5月23日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者、ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務及び特定後未契約のものを含む）が2億円未満かつ5件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万以上の業務。

平成23年5月23日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建

設省発厚第5号) 第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中に予定管理技術者の手持ち業務量が契約金額で4億円、件数で10件(平成23年5月23日現在での手持ち業務に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- [1]当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - [2]当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - [3]当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
 - [4]手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。
- エ) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定管理技術者とは別に、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することにし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」(昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号)第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。
- [1]予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - [2]予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - [3]予定管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
 - [4]手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- オ) 平成21年度以降に完了した同一業種の業務について、担当した国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務(営繕事業及び港湾・空港関係除く)の平均業務成績が60点以上であること。ただし、100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。
- カ) 参加表明書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加表明書の提出期限日において、雇用関係にあること。
- ② 予定担当技術者
- 予定担当技術者については下記のア)、ウ)、エ)に示す条件を満たす者であり、イ)の実績を有する者であることとする。
- ア) 下記のいずれかの資格を有する者
- [1] 技術士(総合技術監理部門又は建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - [2] 土木学会技術者(特別上級・上級技術者及び一級技術者)
 - [3] 博士(工学)。
 - [4] RCCM(鋼構造物及びコンクリート部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
 - [5] 一級土木施工管理技士
- イ) 下記の実績を有する者。
- [1] 平成13年度以降公示日までに完了した業務(管理技術者又は担当技術者として従事した業務に限る。)のうち以下に記載する「同種又は類似業務」において1件以上の実績を有する者。

同種業務：地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、都道府県政令市、特殊法人等が発注した橋梁診断業務

・橋梁診断業務とは、主要な道路構造物である橋梁を良好に保つため、「橋梁定期点検要領」に基づいて診断する業務をいう。

類似業務：地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、都道府県政令市、特殊法人等が発注した橋梁点検業務

・橋梁点検業務とは、主要な道路構造物である橋梁を良好に保つため、

「橋梁定期点検要領」に基づいて点検する業務をいう。

※特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人をいう。

ウ) 平成23年5月23日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者、ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務及び特定後未契約のものを含む）が2億円未満かつ5件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万以上の業務。

平成23年5月23日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。

エ) 平成21年度以降に完了した同一業種の業務について、担当した国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕・港湾空港関係除く）の平均業務成績が60点以上であること。ただし、100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

③ 指名されるために必要な要件確認のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容の確認できない場合は、書類不備により、指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

②落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

③上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点+技術評価点

② 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の配分点は30点とする。

③ 技術評価点の算出方法

技術提案の内容に応じ、下記ア)、イ)、ウ)、エ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は60点とする。

ア) 予定技術者の経験及び能力

イ) 実施方針など

ウ) 評価テーマに対する技術提案

エ) 技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)
技術評価の得点合計 = (ア)に係る評価点 + (技術提案評価点) ×
(エ)の評価に基づく履行確実性度

技術提案評価点 = (イ)に係る評価点 + (ウ)に係る評価点

④ 技術評価点における評価基準 ※詳細は入札説明書による

ア) 予定管理者技術者

- ・資格
- ・専門技術力
- イ) 実施方針等（業務の理解度、実施手順）
- ウ) 評価テーマ
 - ・的確性
 - ・実現性

⑤ 総合評価は入札者の申込みに係る上記ア)、イ)、ウ)により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第一係
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
TEL: 098-866-0031 (内2526)
FAX: 098-861-3654
E-mail: oj-kanrikeiyaku@ogb.cao.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書は電子入札ダウンロードシステムから交付する（ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記4.(1)にて交付する。）。

交付期間：平成23年5月13日（金）から平成23年6月30日（木）までのうち、閉庁日を除く毎日、9時30分から17時まで。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2-1.(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者及び申請中のものとする。

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成23年5月23日（月）17時

ただし、紙入札方式による場合は、同日の17時（必着）

提出場所：紙入札方式による場合は上記4.(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）。

(5) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成23年6月16日（木）17時

ただし、紙入札方式による場合は、同日の17時（必着）

提出場所：上記4.(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札による場合は、持参または郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により提出すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、紙により（1）に持参すること。

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは平成23年6月30日（木）17時まで。

持参による場合の締め切りは平成23年6月30日（木）17時まで（必着）。

開札日時：平成23年7月1日（金）10時00分【予定】

開札場所：沖縄総合事務局 入札室

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名するために必要な要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約特約事項として添付する。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)と同じ。

(7) 本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(8) 入札書（技術提案の履行確実性の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

(9) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shinichi Urabe
Director of Okinawa General Bureau, Goverment of Japan
- (2) Subject matter of the contract : Investigation of Bridge for the national highway .
- (3) Time-limit to express interests by electronic bidding system : May 24 17:15
- (4) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : June 16 17:15
- (5) Bid Opening : July 1 10:00
- (6) Contact point for tender documentation : Accounting Division,
Okinawa General Bureau , Goverment of Japan
2-1-1 Omoromachi, Naha City, Okinawa Prefecture , Japan, 900-0006
Tel : 098-866-0031
Fax: 098-861-3654